（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
様式第15（第五十二条関係）	様式第15（第五十二条関係）
（第二面）	（第二面）
建築物及びその敷地に関する事項	建築物及びその敷地に関する事項
【１．地名地番】～【７．主要用途】　（略）	【１．地名地番】～【７．主要用途】　（略）
【８．建築面積】　（略） 【イ．建築物全体】（　　）（　　）（　　） 【ロ．建蔽率の算定の基礎となる建築面積】　（略） 【ハ．建蔽率】	【８．建築面積】　（略） （新設） 【イ．建築面積】　（略） 【ロ．建蔽率】
【９．延べ面積】～【14．備考】　（略）	【９．延べ面積】～【14．備考】　（略）
（注意） １．・２．（略） ３．第二面関係 ①～⑪　（略） ⑫　８欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第２条第１項第２号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離１メートル以上５メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離５メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入すること。その他の建築物である場合においては、８欄の「イ」と同じ面積を記入すること。 ⑬～⑮　（略） ⑯　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、８欄の「ハ」並びに９欄の「タ」は、百分率を用いること。 ⑰　（略） ４．（略）	（注意） １．・２．（略） ３．第二面関係 ①～⑪　（略） （新設） ⑫～⑭　（略） ⑮　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、８欄の「ロ」並びに９欄の「タ」は、百分率を用いること。 ⑯　（略） ４．（略）